平成２８年（フ）第２６１６号
大阪市都島区東野田町４丁目２番23号パイエル都島501号、前住所大阪市都島区中野町５丁目２番５号メゾン桜宮504号
債務者　本山　良一
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４号
北海道紋別市緑町３丁目６番９号
債務者　千葉　豪志
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月30日午後１時
旭川地方裁判所紋別支部

平成２８年（フ）第５号
北海道紋別市緑町３丁目６番９号
債務者　千葉　直美
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月30日午後１時
旭川地方裁判所紋別支部

平成２８年（フ）第２６９号
栃木県宇都宮市昭和３丁目１番７号　昭和マンション103
債務者　前岡　経雄
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第９５号
釧路市若松町２番４号
債務者　表　　治郎
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１０４号
釧路市白樺台５丁目３番136号
債務者　小林　美香（旧姓稲葉）
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第２６２号
栃木県宇都宮市弥生２丁目１番３号
債務者　百瀬　雄一
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２０１号
岡山市南区浦安西町８番地16
債務者　小林　　茂
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０２号
岡山市南区浦安西町８番地16
債務者　小林　愛子
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１１号
岡山市中区旭東町３丁目５番16号
債務者　吉富貴世香
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２１号
岡山市北区今２丁目15番27号井上コーポＢ－１、旧住所岡山市東区**槍**原491番地２リバーサイド藤和Ｂ102
債務者　西江　久弥
1　決定年月日時　平成28年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２５号
岡山県赤磐市山陽７丁目１番２－102号
債務者　渡邊　明美
1　決定年月日時　平成28年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第７５号
福岡県大牟田市大字宮崎2803番地５
破産者　尾崎　徳子（旧姓坂山）
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２８年（フ）第１０６号
埼玉県八潮市大字木曽根1126番地１　サンハイム103号室
破産者　金山　聖二
1　決定年月日　平成28年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１９５９号
札幌市南区澄川２条２丁目４番25号　杉本ハウス１階
破産者　加藤　聖慈
1　決定年月日　平成28年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０４９号
札幌市厚別区大谷地東３丁目４番７－1201号
破産者　大西絵里子（旧姓小見）
1　決定年月日　平成28年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部